

青梅市議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の特例に関する条例

上記の議案を提出する。

令和2年5月15日

| | | | |
|-----|---------|-----|-----|
| 提出者 | 青梅市議会議員 | 小 山 | 進 |
| 賛成者 | 青梅市議会議員 | ぬのや | 和 代 |
| | 同 | ひ だ | 紀 子 |
| | 同 | 藤 野 | ひろえ |
| | 同 | 大勢待 | 利 明 |
| | 同 | 鴻 井 | 伸 二 |

(説明)

議員の期末手当の額を減額したいので、この条例案を提出いたします。

青梅市議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の特例に関する条例

青梅市議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例（昭和31年条例第15号）第7条第2項の規定にかかわらず、令和2年6月1日を基準日とする期末手当の額にかかる同項の規定の適用については、同項中「6月に支給する場合においては100分の232.5」とあるのは「6月に支給する場合においては100分の186」とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。